

静岡県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年3月15日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,927
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 487,040
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区		選挙区		選挙区	
下田市・賀茂郡	19,306	富士市	69,944	掛川市	31,655
伊東市	20,436	富士宮市	36,870	袋井市・森町	28,196
熱海市	11,303	静岡市葵区	71,809	磐田市	45,595
伊豆市	9,213	静岡市駿河区	58,675	浜松市中区	64,895
伊豆の国市	13,863	静岡市清水区	67,926	浜松市東区	35,157
函南町	10,723	焼津市	38,527	浜松市西区	30,239
三島市	30,872	藤枝市	40,487	浜松市南区	27,829
清水町・長泉町	20,247	牧之原市・吉田町	20,625	浜松市北区	25,842
裾野市	14,333	島田市・川根本町	29,731	浜松市浜北区	26,362
御殿場市・小山町	29,303	御前崎市	9,075	浜松市天竜区	8,756
沼津市	55,749	菊川市	12,480	湖西市	16,094